

（午後4時15分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）皆さん、こんにちは。最終バッターでございます。もうしばらくの間、ご辛抱をして聞いていただきたいと思います。

ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

一つ目は、子育て世代包括支援センターについてです。

昨年6月の一般質問で、私が橋本版のネウボラ事業についてということで質問をさせていただきました。来年4月より、橋本市においてうれしいことに子育て世代包括支援センターが設置されるということです。少し提案をさせていただきたいこともありますので、以下お尋ねをいたします。

①子育て世代包括支援センターの愛称を募り、市民の皆さんに周知しませんか。②地域包括支援センターのように、フリーダイヤルによる相談受け付けをしませんか。③国では、同センターは2015年末で138市区町村が既に設置しており、2016年度は251市区町村まで拡大され、2020年までには概ね全国展開されることを目標としているようです。各自治体において、子育て世代が望んでいるニーズを受けとめ、優先課題を考え支援がなされるかと考えます。そこで、橋本版子育て支援ネウボラとなる施策の内容をお教えいただきたいと思います。

2番目に、感震ブレーカーの設置についてお伺いいたします。

首都直下型地震緊急対策基本計画において、木造住宅の密集市街地における感震ブレーカーの普及率を10年間で25%までにすると目標を立てておられますが、いまだ1%未満となっている現状であるとのこと。

和歌山県では、11月11日に行われた防災会議において地域防災計画を修正されました。その一つに、地震後には壊れた電気器具などから出火する通電火災が多く、揺れで自動的に通電を遮断する感震ブレーカーが有効であるとし、高齢者など要配慮者とされる人がいる世帯に設置への補助を検討すると報道されておりました。

橋本市では、感震ブレーカーについて設置状況はどのようになっていますか。また、補助について検討しておられますか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の質問項目1、子育て世代包括支援センターに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）子育て世代包括支援センターについて、一点目の、子育て世代包括支援センターの愛称を募り、市民の皆さまに周知しませんかというご質問にお答えします。

子育て世代包括支援センターの愛称を広く公募することは、子育て世代が子育ての価値を実感できる施策の実現に非常に有効な手段であると考えます。本市の特性や強みを生かした事業展開を図る子育てブランディングの

一つとして実施したいと考えています。

次に、二点目の、地域包括支援センターのようにフリーダイヤルによる相談受け付けをしませんかというご質問にお答えします。

フリーダイヤルは、特定の電話番号にかけることにより、着信側が通話料を全て負担する着信課金により運用されるというNTTコミュニケーションズが提供する電話の付加サービスです。地域包括支援センターにおいてフリーダイヤルのサービスを提供しておりますので、子育て世代包括支援センターにおいても同様に、子育て世代が相談しやすい環境を整えたいと考えております。

ただし、フリーダイヤルはかけることのできない電話もありますので、電話番号を直接お伝えするときや広報をする際に、電話のかけ方について説明したいと考えています。

次に、三点目の、橋本版の子育て支援ニューボラとなる施策の内容についてお答えします。

子育て世代包括支援センターについては、平成27年3月20日に閣議決定された、少子化社会対策大綱及び平成27年12月24日に閣議決定された、2015年改訂版まち・ひと・しごと創生総合戦略において、概ね平成32年度末までに、地域の実情などを踏まえながら全市町村への展開をめざすこととされています。

国が定義している子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施するものです。

本市における子育て世代包括支援センターの特徴としましては、妊娠・出生から18歳までの期間を対象とし、子育ての相談、地域づくり、啓発の三つをセンター運営の柱としていることです。

相談については、子育て世代包括支援センターを中心に市内六つの子育て支援センター

や関係機関との連携を図ることにより、切れ目のない支援の実現が重要であると考えています。また、子育てをするにあたり不安や悩みがあっても気軽に市に相談できない状況も考えられるため、相談窓口の開設の啓発はもちろんのこと、電話やメールなどで応答できる体制もとっていきたいと考えています。

それぞれの相談の中で、子育て世代包括支援センターの職員だけで解決できない場合には、専門部署である健康課、こども課、学校教育課、社会教育課、教育相談センター、青少年センター、人権・男女共同推進室、市民課にもつないでいきます。

また、子育て支援を実施するには、行政だけでなく地域の協力が必要となるため、橋本市こどものための教育と福祉連携会議を定期的に開催し、関係者や関係機関と現状を共有することにより、子育て支援の輪を地域に広げていこうと考えています。

以上のことについて、3年間をめぐりに段階的に取り組みを進めていきたいと考えています。

啓発については、橋本市子育て世代包括支援センターの機能等を多くの方々に発信するため、チラシやパンフレットなどによる広報活動をはじめ、メディアへの資料提供によるPR、各種会合におけるPRなどを戦略的に実施していきます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）部長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思えます。私が議員にならしていただいたときに、ちょうど地域包括支援センターというのができ上がったあたりではないかと思うんですけれども、地域包括支援センターって市民

の皆さんにお聞きをいろいろしたときに、それはどういった窓口なんか知らない方がたくさんいらっしゃると思います。

何回か質問をさせていただいたんですけれども、この議場でも何回かさせていただきました。その折にも、ここはフリーダイヤルの電話番号を持っておられるということも知らない市民の方がいっぱいいらっしゃるような気がします。何回かこの議場で、その番号は何番でしょうかみたいなことを質問させていただいたんですけれども、消防長に突然あれさせていただいて失礼なんですけど、地域包括支援センターの電話番号は何番でございましょうか。

○消防長(寺垣内 守君) すいません。ちょっと資料持っておりませんので、すいません。

○9番(楠本知子君) ということで、意外とやはりなかなか覚えていただけないのが現状であります。皆さん知っているかなと思うんですけど、なかなか知られないというのが現状やと思います。

で、今回、子育て世代包括支援センターという名前ですので、これ、もう一つ皆さんには、なかなか、もうごっちゃごちゃになってしまって、この名前を覚えるのは大変なことやなということで、市民の皆さんにわかりやすい愛称を募ったらどうでしょうかということを質問させていただきました。

そういうことにするという、検討していただけるという前向きの答弁であったかと思うんですけれども、その中で、市が言われている本市の特性や強みを生かした事業展開を図る子育てブランディングの一つとして実施したいというふうにお答えをいただいたんですけれども、これは、普通に市民の人からお名前を募集するという意味にとっていいのか、市として、特にこういう名前を考えてるんやということでは言われてるんか、そのあたりをお

伺いさせていただきます。

○議長(中本正人君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 愛称につきましては、答弁をいたしましたとおりに公募するというのを予定してございまして、いわゆる応募してもらうことについて、皆さんが、本人も一定この事業に参画しているというふうな意味合いの気持ちも持っていただければなというふうにまず考えております。

それと、ブランディングという表現をしておりますが、通常、ブランドと申しますのは、ほかのものと区別するために使用する名称でありますとか、特にすぐれたものとして知られている名称をブランドというわけですけれども、ブランディング化ということで、愛称をつけることによってほかのものと区別させる、際立たせると、あるいは皆に親しみを持っていただくと、そういうようなことから愛称の公募ということで考えてございます。

○議長(中本正人君) 9番 楠本君。

○9番(楠本知子君) ありがとうございます。

市民公募ということではしていただくということでございますね。では、それではよろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほど質問させていただきました地域包括支援センターのフリーダイヤルの電話番号は、0120-555-フクシで294でございます。非常に覚えやすい番号になっております。今度またフリーダイヤルの電話番号につきましても、この子育て世代包括支援センターにつきましても、フリーダイヤルを相談受け付けの一つの電話としてしていただけるというご答弁をいただけたかと思うんですけれども、できるだけ覚えやすい、わかりやすい電話番号にさせていただきたいということをお願いさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つお伺いさせていただきた

いのが、このフリーダイヤルの電話番号が土曜日、日曜日、かけられるのかどうか。特に、子育て世代におけるいろんな悩みとか相談とかが、何ていうんか、いつも休日やったらつながれへんというのも困るかと思うんですけど、そういったところあたりで、日曜日でもかけられるのかな、そういう番号ではなくても、何らかの形でつなげていただけることにしていただけるのか、そのあたりをお伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点、子育て世代包括支援センターの運用の仕方について、詳細まではまだ決めてございません。今後、運用の仕方について詳細を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）それでは、よろしくお願いをいたします。

続いて、具体的なネウボラとなる支援施策についてなんですけれども、ご答弁の中では、特に橋本は三つの柱でやっていきたいということをおっしゃっていただきました。

まず子育て相談ということで、この包括支援センターがまずばーんとありまして、そして子育て支援センターが六つありますね。ポトフのおなべ、ここのほっとルーム、キオラクラブ、さくらんぼルーム、ひまわりルーム、カナカナクラブと、この六つが子育て支援センターになっておりますけれども、これは来年の4月もこの支援センターということでのろしいでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）来年4月スタート時点におきましては、おただしのおり健康福祉部に子育て世代包括支援センターを置き、これを中心に市内の今ご紹介のあった四つのこども園とこのほっとルーム、あや

の台のチルドレンセンターポトフのおなべ、この機関でスタートすることを予定しております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

としますと、これまでも子育て支援センターと、包括支援センターという窓口はございませんが、その課が窓口としてはいろんな相談をまとめ上げて、いろんな吸い上げておられたと思うんですけれども、この子育て世代包括支援センターと、さらに細かく相談を上へ上げていくというか、そういうことについて、何か特別に今までと違う内容の施策があるのか。人の流れであったりとか、専任の保健婦さんであったりとか、いろんな方が少し増えたりするのか、そのあたりはこれまでどおりなのか、どのようになるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）答弁の中でも申し上げましたとおり、このことについては3年間をめどに段階的に取り組みを進めていきたいということをごさいますて、まず、来年4月には、この子育て世代包括支援センターを設置すると。

基本の流れといたしましては、包括的な相談を全て1箇所ですけるのが基本でございます。そこから、そこで処理できない専門的な部分は各専門の担当課におつなぎするということになります。当然、今まで各担当課に直接来られてた方は直接行かれるとは思いますが、そうしたときに、まず期待できるのが、例えばいろんな相談があつて担当課に行くときに、そのはざまにある方はどこに行ったらいいかわからないというふうなことがひょっとしてあるとするなら、今回は、まずこの子育て世代包括支援センターに来ていただいて相談をお受けして、そこから担当課

におつなぎするというので、そういうことで切れ目のない相談業務ができることを機能としての中に織り込んでおるということでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

そしたら、次に、三つの柱のもう一つであります地域づくりというのを言われておりますが、それにつきましては、もう既に橋本市の、こどものための教育と福祉連携会議というのを定期的に行っているというご答弁やったと思うんですけど、これはもう何回か行っていただいているのかなということと、これは非公開ということでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）特に、内容にもよりますが、基本的には非公開ということではございません。

それと、この橋本市こどものための教育と福祉連携会議につきましては、本年度当初から、福祉部門と教育部門の連携強化という目的のために設置しております、健康福祉部、それから教育委員会、それと民間団体も入っていただいております。ここで言う地域づくりと申しますのは、これは時間がかかるわけですけども、こういう会議を定期的開催して、関係者、関係機関と現状をまず共有する。それから、地域に向けて子育て支援の輪を広げていく、こういうふうな考え方でございまして、いわゆる地域での子育て力を形成していきたいというふうな考え方でございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

だいたい、この3年後をめどに、まずは進めていくということかと思うんですけども、特に、お願いというか私自身要望させていただきたいというようなことがあるんですけれ

ども、これまでも健康課ではしっかりと取り組んでいただけてることかとは思いますが、女性の方がまず妊娠したら母子手帳をもらいに行かれます。この母子手帳発行時の対応というのが、やはり一番大切ではないかと思うんです。

その対応は、橋本市でもじっくりとやっていたかと思うんですけども、どのような環境の中で妊娠をしたというのは、いろんな方がいらっしゃるかと思います。本当に喜んで、家族ぐるみで喜んでの妊娠であったりとか、しかし、そうではなくて、望まない妊娠であるかもわかりませんし、また、ご主人になる方がいらっしゃらない、まあ言うたらそういう妊娠であるかもわかれへんしとか、いろんなことがあるかと思うんです。そういう厳しい環境の中から妊娠をして出産に向かうという女性の方の声、本当の生の声を、聞いていただけているかと思うんですけども、それをしっかりと今まで以上に、この窓口ができた限りは、まずはここが出発点かと思うんです。そこの出発で、しっかりと女性のお話を聞いていただけるという体制をしっかりととっていただきたいというのが、まず一つあります。

もう一つは、橋本はまだまだ都会ではありませんので、田舎という部分もありますけれども、あと、女性は妊娠をしている間のいろんな体の調子の不調があったりとか、また、産後、不調があったりとかして、なかなか安心をしてゆつくりと産後を過ごせないという家庭もあります。そういった方に、産前、また産後のケアの重要性をやっていただけているところがあります。そういった産後ケアを、宿泊型で産後ケアをしている、サービス事業としてやっていただけているところがあるんですけれども、具体的にそういった策を今後考えていただきたいというふうに思うんで

すけれども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、ご質問いただきました前段の、母子健康手帳交付後のサポートにつきましては、当然、私どもそのような対応はさせていただいているつもりではございますが、ご質問の趣旨を再度かみしめて再確認をしたいと思います。

それと、次に、産前・産後サポートの関係でございます。産前サポートにつきましては、出産・育児についての正しい知識を得て、妊娠中だけでなく、その後の健康管理に生かせるように支援をしていくということで、参加者、いわゆる妊婦さん同士の交流を図ったり、あるいは妊婦さん訪問も実施してございます。そういうことで、実際、現行の体制の中で本市も一定行っておるということでございます。

産後ケアにつきましては、産後の心身の不調または育児不安などがある方、また、そのほか特に支援が必要と認められる方について、出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するという事業でございます。

今ご質問にありました宿泊型と言われるようなものがございます。が、これにつきましては、現実、病院とか助産所などの空きベッドの活用などによる、宿泊によります休養の機会の提供などを実施するというところでございまして、24時間体制で1名以上の助産婦あるいは保健師または看護師の配置が条件となる等々、いわゆる専門職の人材確保の体制のまず問題がございます。

答弁の中にも申し上げましたとおり、3年間をめどに段階を追ってということで、実は29年度につきましてはセンター立ち上げの年ということで、そこまではちょっと対応できないというふうに考えてございますが、今後、

産後ケアの実施について医療事業者等々と協議を重ね、調整を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）それもよろしくお願ひしたいと思います。

それで、もう一点なんですけど、女性の方が出産を終えて、復帰される、就職される方が、今だんだん多くなっております。6カ月あたりから就職をされる方、また、1年育休をもらって復帰をするというのが決まっている方もいらっしゃいます。そんな中で、橋本の待機状態なんですけれども、橋本はこども園、保育所において待機児童はないという状況であるかと思うんですけれども、これは全体を見て待機状態がないという状態であるかと思うんです。実際、自分が住んでいる近くのこども園に入れたいと思っても、そのこども園に入れないという状況があるかと思うんです。それで、もう少し遠いところやったらあいてるよというふうな、そういう状況があります。

それでは不安なので、1年たったらず働きに女性が行かれるんだというときには、自分が預けたいという保育所、こども園に発達支援センターがあります。そこへ小さいときから、乳児のときから預けながら、なじみながら、そのこども園になじんでいくように多分されるかと思うんです。だから、そういった方には、この方は、もうここの保育所、こども園に入れるんですよという、まあ言うたら予約制みたいな、私の保育園、私が入るこども園という制度、ほかの自治体でやってもおられるところがありますがマイ保育園制度、そういったものも、今後働く女性を応援していただく意味でもご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のご質問には、二つの要素がございまして、マイ保育園制度といわゆる待機児童の考え方が市全域で考えているという、この二つの部分がございました。

まず、現時点の子ども・子育て支援事業計画におきましては、特にゼロ歳児を保育する場合には、特別な施設、調乳室等が必要になってまいります。また、児童3人について1人の保育士が必要ということで、現時点、公立では岸上保育園、私立保育園、こども園でゼロ歳児保育を実施しておるわけですが、定員が各6名から12名となっております。そういうふうな限られた資源の中で、希望の園に入れない場合は市内のほかの園、あいてるところに行っていくというふうな取り扱いをしております。

例えば、橋本こども園のゼロ歳を希望して、ゼロ歳児の入園を希望されても、定員でいっぱいに入れなかった場合は、ほかの園に行っていくことになるという、例えばの例でございすけれども、市内全域でサービスニーズと供給のバランスを計画するという基本的な考え方がございます。市内でございすと、車で約20分ぐらいで行ける範囲内なのかなというふうな考え方もございすので、この考え方は、当面踏襲していきたいというふうに考えております。

次に、マイ保育園制度についてですけれども、これは身近な保育園に登録すると専門の保健師等の助言指導が得られると。また、一時預かりもしてもらえというふうな制度と聞いております。本市では子育て支援センター、先ほどちょっと申し上げました子育て支援センターで相談を受ける、これは助言指導を行っております。無料でございす。あるいは、有料ではございすけれども、一時預かりについても実施しております。一部のこ

ども園でございすけれども実施しているところでございす。

ただ、この議員おっしゃられるマイ保育園制度は、本市の制度よりさらに一步進んだ制度であると思われますので、子育て世代包括支援センター設置後、いわゆるこの制度導入について橋本市こどものための教育と福祉連携会議などで制度導入について議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）以上、1番終わります。

○議長（中本正人君）議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

次に、質問項目2、感震ブレーカーの設置に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）感震ブレーカーの設置についてお答えします。

内閣府の資料によりますと、近年の大規模地震時の火災の出火原因については、電気火災が主な要因であったものと推定されています。具体的には、阪神・淡路大震災における出火原因のうち、電気に起因する火災が占める割合は、出火原因が不明なケースを除くと61%に達したものと考えられております。また、東日本大震災では、津波火災を除き、本震の地震動に直接起因する火災要因については、電気関係が65%であり、また、余震、地震後の停電復旧、地震で破損した機器使用による火災要因については、電気関係が70%を占めるものと考えられております。

このような状況から、地震後の電気による火災を防ぐことが重要であると認識しており、市民の皆さまにも電気による火災の防止について啓発を行っております。地域の防災訓練等で危機管理室職員が防災講話を担当する際

には、電気による火災を予防するため、避難時にはブレーカーを落とす対策が必要であることを伝えており、その対策をより確実にするための一つの手段として、感震ブレーカーの設置について紹介しています。

橋本市内における感震ブレーカーの設置状況についてですが、橋本市自主防災組織連絡協議会が本年9月から10月にかけて防災・減災意識に関する市民アンケート調査を実施した中で、地震発生時の通電火災に対する備えについて聞いています。

11月18日現在の報告では、備えをしているが28%であり、そのうち、感震ブレーカーを取り付けているが32%で、残り68%は地震が発生して家を留守にするときにはブレーカーを遮断することを家族で申し合わせている、という結果になっています。今後、アンケート結果の詳しい分析をしなければ、この数字だけで判断することはできませんが、感震ブレーカーの普及率は高いとは言えません。地震後の通電火災を防止するためには、感震ブレーカーの設置は有効な手段であると考えており、今後も市民の皆さまへの啓発活動を継続して行っていきます。

また、設置に関する補助制度については、災害時要配慮者世帯を対象に、和歌山県が市町村に対する補助制度を検討している段階です。今後、和歌山県の補助制度が制定されましたら、その要綱等を確認し、橋本市でも補助制度の制定に向け検討を行っていきます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

県のほうが、今回感震ブレーカーをつけていくという方向で、要支援者となられる方からつけられるということですので、それにつ

いては橋本市も同じようにしていくというご答弁であったと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（中本正人君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）9月の県議会において県知事が答弁をされておるんですけども、本来、感震ブレーカーの設置は自らの命を守るという意味で、自助の部分であるということは言うております。その上で、和歌山防災パワーアップ補助金というのがございまして、現に家具の転倒防止事業に対して、要援護者世帯に対して補助を実施しておる現実がございまして、この感震ブレーカーについても、そういった世帯について補助を検討するというところでございます。

橋本市におきましても、家具の転倒防止事業の補助を行っておりまして、要援護世帯について設置の費用だけを補助しておるんですけども、今回の感震ブレーカにつきましては県の動向を見守るということではございしますが、その家具転倒防止の補助事業の中で、予算的に回るのであれば、かなり可能性は高いものであるというふうには考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

それでは、それ以外の方につきましても、やはり感震ブレーカーをつけていこうということをしていかなければならないかと思うんですけど、感震ブレーカー、どうぞご自分でつけてくださいよということよりか、皆さんにつけていただけるためには、前に火災報知器があったと思うんですけども、火災報知機をつけるときに、うちでは自治会のほうでつけませんかということで、つける方にはそういう配慮があったんですけど、もし、つけるとなれば、どうぞ勝手につけてくださいよというのではなくて、そういった自治会なりを通して、防災の組織を通しましてやってい

ただける、つけましようということをやっ
ていかないと、感震ブレーカーもなかなかつけ
られないんじゃないかと思うんですけど、そ
のあたりはいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）火災報知器の件
に関しましては、私どもでいろいろ調べても
みましたが、そういった市のほうなりの補助
というのは、出たような形跡を調べることは
できませんでした。

今回の感震ブレーカーにつきましても、啓
発はもちろん行っていきますし、自治会、そ
れから自主防災組織、自主防災会を通じて啓
発というのは行ってまいりたいと思いますが、
全ての世帯にそういった補助ということは困
難であるというふうに考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）補助のことは言ってお
りませんので、つけましようという広報をす
るときには、例えば、つけたいという方には、
ご自分で勝手につけられる方はいいですけど、
買いに行かれる方はそれでいいですけど、自
治会とかに頼んで買ってきてよというふうな、
そういうふうな広報をしていただいて、つけ
ていただけるのはいただけますかという、そ
ういうことを言ってるんですけど。お金は自
分で払うけど、自分たちで払いますけど、そ
うしない人は感震ブレーカーなんかも、なか
なか誰もつけられないと思いますよ。

今、火災報知機でもどんだけつけていらっ
しゃいますか。突然振ってすいません。また
消防長に。

○議長（中本正人君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）全国平均でだいた
い80%ぐらいで、和歌山県27年度で74%の設
置率になってます。ただ、法の設置後10年た
ってますので、電池切れがかなりきてますの
で、今、消防本部ではその指導をやっており
ます。

以上です。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）私もこの件で大分近所
にいろいろ聞いて回りました。つけてない家、
結構いましたね。だから、やっぱりつけまし
ょうよということのを少しでもアップさせるた
めには、そういう方法もとっていただけたら
と思います。

以上で質問を終わらせていただきます。あ
りがとうございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の一般質
問は終わりました。

○議長（中本正人君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明
12月6日午前9時30分から会議を開くことに
いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後5時1分 延会）